

受注者各位

岩見沢市契約検査管理課

建築士法の一部を改正する法律の施行に伴う契約手続きの適用対象の変更について

「建築士法の一部を改正する法律」が施行され、改正後の建築士法第22条の3の3により、延べ面積300㎡を超える新築及び増改築を行う建築設計業務又は工事監理業務の契約締結に際して書面に記載し、契約時に当事者が署名又は押印して相互に交付しなければならない事項が追加されたところです。

また、延べ面積300㎡以下については、法律上の義務はありませんが、業務の適正化の観点から同様に行うことが望まれます。

つきましては、下記のとおり契約事務の適用対象を変更いたしますので、お知らせいたします。

1 変更前適用対象

市が発注する延べ面積300㎡を超える建築物の建築設計業務及び工事監理業務

2 変更後適用対象

**市が発注するすべての建築物の建築設計業務及び工事監理業務**

3 適用期日

平成28年6月1日以降に契約を行う業務

4 提出書類

別紙「建築士法第22条の3の3に定める事項」

※様式は下記 URL からダウンロードできます。

<http://www.city.iwamizawa.hokkaido.jp/index.php/contents/item/1508227>

5 提出方法

(1) 落札決定後、「別紙」を作成し、業務担当課へ提出する。

(2) 業務担当課で内容の確認を受ける。

(3) 確認を受けたものを契約書に綴じ込む。

※契約書頭書、約款、別紙「建築士法第22条の3の3に定める事項」の順で綴じる。

(4) 上記で作成した契約書を契約検査管理課へ提出する。